

# 鳥取県医師確保奨学金制度の手引

## 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金 (令和4年度以降入学分)

《鳥取大学医学部医学科 一般選抜(前期日程)地域枠(鳥取県)》  
《岡山大学医学部医学科 学校推薦型選抜Ⅱ(地域枠コース(鳥取県))》



医療の神様  
「おち大<sup>くに</sup>国<sup>あし</sup>主<sup>ら</sup>命」と、  
神話の地鳥取県

小さな「ありがとう」のために、大きな夢をのせて…。



## 1 はじめに

鳥取県の地域医療を担う医師を養成するため、鳥取大学又は岡山大学において医学を専攻する者で、将来、鳥取県の医療に貢献する意思がある皆さんに対し、修学上必要な資金（奨学金）を貸与する鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金制度を設けています。

## 2 制度の概要

### (1) 資格要件等について

① 資格要件	ア 高等学校（中等教育学校を含む。）を卒業した者 イ 貸付対象大学の医学を履修する課程に臨時養成枠により入学し、同課程に在学している者であること。 ウ 県内の病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。 エ 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。 ※同種類の奨学金とは、「卒業後の医師としての就業先を制限する規定（返還免除条件として定める場合を含む）を有する奨学金等を言います。したがって、日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けるものでない奨学金制度との併給は認めるものとします。ただし、「鳥取県育英奨学資金（大学等奨学資金）」との併給は認められません。
② 奨学金の額	月額 15 万円（年額 180 万円）
③ 貸付期間	大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで（最大 72 月分まで）
④ 貸付方法	毎年度、前期及び後期の 2 回（それぞれ 6 か月分を貸付け）
⑤ 貸付利率	無利子
⑥ 連帯保証人	1 人 ※奨学生が未成年の場合は親権者等、成年者の場合は父母兄妹等に限る
⑦ 保証人	1 人 ※連帯保証人とは別生計の者に限る
⑧ 募集人数	鳥取大学医学部医学科 一般選抜（前期日程）地域枠（鳥取県） 14 人以内 岡山大学医学部医学科 学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠コース（鳥取県）） 1 人以内
⑨ 臨床研修	県内病院が管理を行う臨床研修に限定（マッチング参加）
⑩ 専門研修	原則、県内基幹施設が管理を行う専門研修に限定 ※岡山大学医学部医学科 学校推薦型選抜Ⅱ（地域枠コース（鳥取県））入学の場合、岡山大学病院が管理を行う専門研修も含める。
⑪ 勤務先医療機関	奨学金の返還免除対象となる病院は、知事がリスト形式（告示）で指定 就業先は奨学生が選択（就職活動）

### (2) 貸付けの打切り、休止について

奨学生が次の事由に該当することになった場合は、奨学金の貸付けは打切り又は休止します。

貸付けを打切る場合	①退学（転学部、転学科を含む。）したとき又は除籍となったとき ②学業成績又は性行が著しく不良となったとき。 ③奨学生が死亡したとき ④その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき
貸付けを休止する場合	奨学生が休学（30 日以上）又は停学となったとき

### (3) 奨学金の返還について

奨学生は、貸付けを打ち切られたとき等は、1 月以内に貸付金の全額を一括返還しなければなりません（期日までに返還できない場合は、延滞金が発生します）。

返還が必要な場合	①奨学金の貸付けを打ち切られたとき ②返還免除となる条件を満たせなかったとき又は満たすことができないと認められるとき ・大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に医師免許を取得しなかったとき ・医師免許を取得した後、直ちに臨床研修を受けなかったとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなったとき ・県内病院等における従事期間が、奨学金の返還が免除される条件に相当する期間以上通算して従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなったとき
----------	---

#### (4) 奨学金の返還免除について

返還の免除は「貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例」の定めるところによります。

免除の条件	免除の範囲
① 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を開始した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に、指定病院等において常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（以下「免除条件期間」という。）以上通算して従事し、かつ、当該免除条件期間（臨床研修を受ける期間を除く。）内に、知事が指定した区域に所在する指定病院等において4年以上通算して従事したとき。	債務の全部
② ①の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障がいを受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
③ ②に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部 又は一部

なお、以下のいずれにも該当しない事由によって、鳥取県緊急医師確保対策奨学金制度から離脱された場合には、県の同意がない離脱を行ったものとして、国及び一般社団法人日本専門医機構に報告することとされております。この場合において、一般社団法人日本専門医機構では、原則専門医の認定を行わないこととされております。

- ・死亡したとき。
- ・退学等により、医学課程を修了する見込みがなくなったとき。
- ・卒業年度の翌年度の初日から起算して2年以内に医師国家試験に合格しなかったとき。
- ・卒業後、医師になることを断念したとき。
- ・心身に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。
- ・その他特別の事情により、例外的にこれに応じることが適当であるとして、県が地域医療対策協議会に協議した上で離脱を承認したとき。

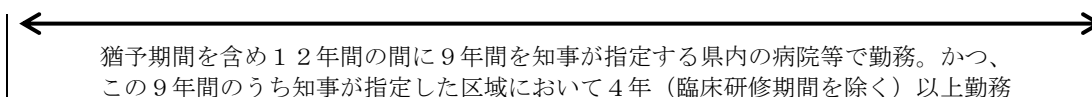
#### (5) 返還債務の履行猶予

知事が特別の理由があると認めるとき等は、奨学生からの申請により貸付金の返還が猶予されます。

①奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き大学に在学しているとき
②自らの妊娠、出産又は育児を理由として病院等を退職したとき。ただし、子が3歳に達したときを除く
③育児休業又は介護休業を取得したとき
④災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難となったとき
⑤その他特に理由があると知事が認めるとき

### 3 勤務期間のイメージ（勤務例）

（卒業後） 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目 9年目 10年目 11年目 12年目



在学中	臨床研修 (県内)	県内	県内	県内	県内 (指定区域)	県内 (指定区域)	県内 (指定区域)	県内 (指定区域)				
-----	--------------	----	----	----	--------------	--------------	--------------	--------------	--	--	--	--

▲返還免除

在学中	臨床研修 (県内)	県内	県内	県内				県内 (指定区域)	県内 (指定区域)	県内 (指定区域)	県内 (指定区域)
-----	--------------	----	----	----	--	--	--	--------------	--------------	--------------	--------------

返還免除▲

- ※奨学金の返還が免除される就業先の病院等は、自治体立病院、公的病院等から知事がリスト形式（告示）で指定し、具体的な就業先は奨学生自身が選択（就職活動）することになります。
- ※返還免除条件算定期間終了時に免除条件に適合しないことが明らかとなった場合は、当該期間が終了していない場合であっても、その時点で返還となります。
- ※奨学金の返還が免除される就業先の病院等において、常勤医師として勤務した期間が「返還免除となる県内勤務期間」となります。
- ※「返還免除となる県内勤務期間」9年間のうち、臨床研修期間を除いて4年間は知事が指定した区域内での勤務が必要です。

**【返還免除となる県内勤務期間】**

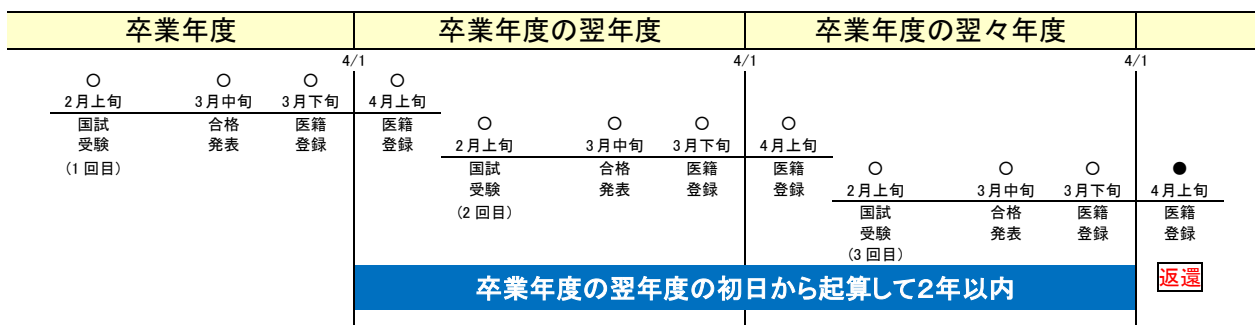
奨学金の貸付月数	返還免除条件算定期間	県内勤務期間
72月	144月（12年）	108月（9年）

※留年等により在学期間が延びた場合、正規の履修期間の月数分（72月）の貸付けが行われた時点で貸付は終了します。

#### 4 医師国家試験との関係

返還免除条件を満たすためには、大学を卒業した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に「医師免許を取得」する必要がありますが、この免許取得とは、厚生労働省での医籍登録が完了することです（医師国家試験の合格のことではありません）。

医師国家試験は、卒業後3回まで受験可能ですが、（3回目の受験で合格しても）厚生労働省での医籍登録が4月になった場合は、返還免除条件を満たさず、奨学金の返還（全額一括返還）が必要になりますので御注意ください。



#### 5 奨学金制度についてのQ & A（主なもの）

質問	回答
資格要件の「他から同種類の奨学金の貸与、給与を受けていない者」について、「同種類の奨学金」とはどのようなものですか？	同種類の奨学金とは、「卒業後の医師としての就業先を制限する規定（返還免除条件として定める場合を含む）を有する奨学金・貸付金をいいます。 したがって、日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けるものでない奨学金制度との併給は認められます。 ただし、鳥取県育英奨学資金との併給は認められません。
保護者の所得制限はありますか？	所得制限はありません。
奨学金の貸付希望期間は、任意の期間を選択できるのですか？	奨学金の貸付期間は「大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで」と定めています。任意の期間を選択することはできません。
医師免許は、卒業後直ちに取得できなければなりませんか？	大学を卒業した年度の翌々年度の末日までに取得できなかった場合は、奨学金全額の返還となります。
医師としての勤務にあたり、診療科目、分野等の制限はありますか？	診療科目、分野等の制限はありません。

<p>卒業後の就業病院等は具体的に指定されるのですか？</p>	<p>奨学金の返還免除対象となる病院等は、自治体立病院、公的病院などから知事がリスト形式（告示）で指定しますが、具体的な就業先は奨学生が選択（就職活動）することになります。</p>
<p>免除条件にある就業期間は連続した期間でなければならないのですか？</p>	<p>連続する必要はありませんが、勤務形態は「常勤医」であることが必要です。          なお、常勤医とは、「当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師」をいいます（雇用形態ではありませんので御注意ください）。</p>
<p>奨学金の免除条件に適合する勤務ができなかった場合は、どのような取扱いになるのですか？</p>	<p>免除条件に適合する勤務ができなかった場合は、県内での勤務期間の長短に関わらず奨学金全額を一括返還していただきます。          ただし、障がい等により医師の業務に従事することができなくなったときを除きます。</p>